

インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務仕様書

1 業務名

インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務

2 目的

近年、SNS等を通じた誹謗中傷や差別的書き込みなどインターネット上の人権侵害が社会問題化している現状を踏まえ、県民一人ひとりが加害者にならない意識を持ち、被害時の適切な対応を理解するとともに、行動変容を促すことを目的として、啓発用ショート動画の制作及びインターネット広告による広報を実施する。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年11月27日（金）まで

4 委託業務内容

(1) インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作

インターネット上の誹謗中傷等の加害を防ぎ、被害を深刻化させないための啓発用ショート動画（以下、「動画」という。）を制作する。動画の制作にあたっては、必ず以下を遵守するものとする。

ア 制作するショート動画は次の2種類とし、インターネット広告での素材や県ホームページへの掲載等の用途で活用する。なお、インターネット広告等で使用するため、各動画を基にした静止画バナーの作成を含むものとする。

(ア) 加害者向け（15秒）：加害の防止を目的

悪質な投稿や安易な拡散がもたらす影響について理解を促すもの

(イ) 被害者向け（15秒）：被害の深刻化の防止を目的

インターネット上の誹謗中傷等の被害に遭った際、対処手段（SNSから距離を置く、投稿の削除依頼や専門機関への相談等）があることを周知するもの

イ 動画は、インターネット広告において次のランディングページに誘導する内容とする。

・ページ名：大分県人権ウェブサイト「こころちゃんの部屋」“インターネット上の誹謗中傷、どう向き合う？－加害者にも被害者にもならないために－”

・URL：<https://www.pref.oita.jp/site/kokoro/hiboutyuusyououdann.html>

ウ 動画制作にあたり、県が別途実施する「安全・安心なインターネット利用環境づくり事業」において開催する「中学・高校生をメンバーとする座談会」の意見を参考とすること（座談会は令和8年5月以降に開催予定であり、座談会で得られた意見は別途県から提供する）。

また、上記事業においては、中学・高校生および低年齢層の保護者を対象とした啓発動画を制作予定であり（令和8年9月完成予定）、本業務により制作する動画は、これらの啓発動画とシリーズ展開できる内容とすることを想定する。

(2) 広告配信

上記(1)で制作した動画等を活用し、デジタルマーケティングの手法によるプロモーションを実施する。なお、媒体については、より効果的な提案を妨げない。

ア 媒体

- ・YouTube広告（動画広告）
- ・Meta広告（動画広告）
- ・TikTok広告（動画広告）

- ・ G o o g l eディスプレイ広告（バナー広告）
- ・ Y a h o oディスプレイ広告（バナー広告）
- ・ G o o g l e検索広告
- ・ Y a h o o検索広告

イ 配信期間

令和8年8月～10月（3か月間）

（3）本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

ア ターゲットの考え方

本業務における主なターゲットは次のとおりとする。

（ア）加害者向け

地 域	大分県内全域
性 別	男性
年 代	30歳～59歳
興味関心	SNS利用者、ネットコミュニティ参加者、ニュース・政治関連への関心 等

（イ）被害者向け

地 域	大分県内全域
性 別	問わない
年 代	15歳～39歳
興味関心	問わない

イ ターゲットに起こしてもらいたい行動変容

本業務においてターゲットに起こしてもらいたい行動変容は、次のとおりとする。

（ア）加害者向け

行動変容	悪質な投稿や安易な拡散がもたらす影響について理解を促し、SNS等を通じた誹謗中傷や差別的書き込みなどを思いとどまること。
------	--

（イ）被害者向け

行動変容	SNS等を通じた誹謗中傷や差別的書き込みなどの被害に遭った際、対処手段があることを知り、一人で抱え込まなくなること。
------	--

（4）目標の設定

（2）における目標項目及び目標値は下表のとおりであるが、本業務の目的を達成するうえで、より最適な目標項目等があれば提案すること。また、設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

目標項目	インターネット広告によるランディングページへの誘導数
目標値	21,000回／3ヶ月

（5）受託者による広告運用計画の作成

次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

ア 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

イ 事業期間を通じた広告の運用方針

カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

- A) 広告手法（デジタル広告、アナログ広告等）
- B) 掲出プラットフォーム（Google、Facebook、新聞等）
- C) 各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等）
- D) 各広告（上記C）の経費配分バランスの方針
- E) 各広告（上記C）の具体的な運用方法
- F) 運用スケジュール

ウ 情報発信コンテンツ（業務（1）で制作する広告クリエイティブ）の作成方針

エ 広告効果の検証及び運用の見直し方法

オ 目標設定（前述（4）参照）

カ その他必要な事項

（6）広告の運用管理

ア 業務（1）で制作する広告クリエイティブを用いて、広告運用計画に基づいて、事業効果の最大化を図るよう、ランディングページへのアクセスを促す広告を実施すること。

イ 広告は、デジタル広告の各手法を用いて、ターゲット層やターゲット層の心理や行動にあわせて情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。

（7）効果測定、改善

ア 本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。特に、計測開始から2週間経過後、初動の結果報告や今後の対策についての説明を行うこと。

イ 広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、1月に1回以上月次報告書としてとりまとめを行い、県に報告すること。

ウ 報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

（8）広告費用について

ア 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

イ 業務（1）の広告クリエイティブ制作、広告費用（広告媒体原価＋管理運用費）、効果検証の予算配分は、3：6：1の割合を目安とすること。予算配分の考え方については、提案書に記載すること。

（9）その他

別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に従うこと。

4 成果物及び提出物

（1）完成した動画等

本業務により制作した動画及び静止画バナーは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により制作した画像の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

ア 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に県に無償で譲渡する

ものとする。

イ 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

ウ 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

(2) 報告書

広告配信の完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。

ア 本業務にかかる効果検証分析レポート

イ 本業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆

(3) 納品先

大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課

(4) 納期

令和8年11月20日（金）

5 その他

(1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。

(3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。

(4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

I 本業務に伴い開設するランディングページ等のウェブサイトに関する事項

1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本業務に伴い開設するランディングページ等のウェブサイト（以下、「本業務関連ウェブサイト」という。）には、「本業務用 Google Analytics (Google Analytics 4 プロパティとする。）」、「Google Search Console」の導入を必須とする。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」上で、本施策における目標・イベント設定等を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (3) Google Analytics 等、各種アカウントの作成時には、内容について大分県の承認を得ること。また、本業務において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を大分県に譲渡すること。
- (4) プライバシー保護への配慮の観点から、本業務関連ウェブサイトには、取得するユーザーデータ等に適したプライバシーポリシーを作成し、公開すること。

2 大分県 Google タグマネージャーによるタグ活用・コンテナ管理に関する業務

- (1) 本業務関連ウェブサイトにて、各種計測タグ、マーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、大分県が別途指定する「大分県 Google タグマネージャー」を活用し、本業務用のコンテナ内でその管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「大分県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を大分県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について大分県の承認を得ること。また、「大分県 Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を大分県に譲渡すること。

II ウェブ広告の実施に関する事項

1 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、大分県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (2) 本業務に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に大分県が指定するマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「大分県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (3) 広告運用開始後一週間以内に、本業務において取得すべきデータが取得できていることを確認し、大分県へ報告すること。

2 Google 広告を利用する場合

- (1) 大分県公式の MCC (マイクロクライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、Google 広告アカウント及び「本業務用 Google Analytics」それぞれで、効果的と考えられるオーディエンスリストを設定し、大分県公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

3 SNS 広告を利用する場合 (Facebook、Instagram、Twitter、TikTok、LINE 等)

- (1) 大分県公式 SNS のビジネスマネージャーや大分県が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクすること。または、SNS 広告の運用状況の確認が出来るよう、大分県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、リマーケティングリストやオーディエンスリストの作成が可能である場合には、その設定を行い、大分県公式 SNS のビジネスマネージャーへの共有やアカウント引継ぎなど、事業終了後において大分県が活用可能な状態とすること。
- (3) 効果測定において、SNS プラットフォーム (Facebook、Instagram、Twitter 等) が提供する無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

4 動画制作・動画広告を実施する場合 (Youtube 等)

- (1) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、動画視聴者のアクセス情報(動画視聴者リマーケティングリスト等)を蓄積すること。
- (3) YouTube を利用する場合、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (4) 無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体の規約、プライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したデータと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報(個人データ)とならないように留意すること。